

2024年8月6日

各位

会社名 株式会社メタプラネット
代表者名 代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ
(スタンダードコード: 3350)
問合せ先 IR 部長 中川 美貴
電話番号 03-6690-5801

新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社以外の全株主を対象とした当社第11回新株予約権（非上場）（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

【サマリー（本新株予約権のポイント等）】

- ① 今回の本新株予約権の発行では、普通株主の皆様に対して本新株予約権無償割当てを通して当社普通株式への投資機会を提供いたします。
- ② 本新株予約権は無償で2024年9月5日現在の全ての普通株主の皆様にご割当てられ、権利行使により当社普通株式を取得できます。また、本新株予約権は、全ての普通株主の皆様にご保有する当社普通株式1株につき1個の割合で、その保有比率に応じて割当てられます。
- ③ 本新株予約権の権利を行使するか否かは、普通株主の皆様の自由なご判断により選択できます。権利の行使を希望しない場合には、何らの手続きを行っていただく必要はございません。
- ④ 本新株予約権1個あたりの行使価格は555円です。
- ⑤ 本新株予約権の権利行使には当社への行使請求書の提出及び出資の目的とされる金銭の振込みが必要になります。権利行使書の提出及び振込みは、通知書及び権利行使書がお手元に届きますので、必要な手続きを経て2024年10月15日までの間に行ってください。
- ⑥ 2024年10月15日までに行使されなかった本新株予約権は、当社が無償で取得し、当社取締役会が承認する特定の投資家（以下「特定投資家」といいます。）に適正な譲渡対価で割り当てることがあります。

※なお本新株予約権の詳細は本日公表いたしました第11回新株予約権に関するQ&Aも併せてご覧ください

記

1. 第11回新株予約権の無償割当の概要

(1) 割当の概要

基準日	2024年9月5日
割当日	2024年9月6日
本新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株
発行新株予約権総数及び割当による潜在株式総数	<p>(i) 発行新株予約権総数 本新株予約権の総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とする。なお、当社の2024年8月1日現在の発行済株式の総数（自己株式2,288株を控除後）18,166,930株を基にすると18,166,930個となるが、基準日は2024年9月5日であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。</p> <p>(ii) 割当てによる潜在株式総数 基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とする。なお、当社の2024年8月1日現在の発行済株式の総数（自己株式2,288株を控除後）18,166,930株を基にすると18,166,930株となるが、基準日は2024年9月5日であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。</p>

- (注) 1. 本新株予約権は、2024年8月6日付取締役会決議によります。なお、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件としています。
2. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について
本新株予約権は、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。したがって、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。
3. 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について
本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、また、その予定もありません。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主（1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。）は、本新株予約権を行使することができません。

(2) 本新株予約の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とす
------------------	--

	る単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	18,166,930株 本新株予約権の目的となる株式の総数は、株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数であり（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。）、上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、2024年8月1日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数です。
新株予約権の行使時の払込金額	一般投資家権利行使期間（下記（注）3.「本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限」に定義します。）における各本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）が支払うべき金額（以下「行使代金」といいます。）は、本新株予約権1個当たり555円とします。これは、過去6か月間（2024年2月2日から2024年8月2日まで）の当社普通株式終値の平均が577円であったことを参考に、増資の場合に一般的に「有利価格」とされる10%よりもやや大きめの割引率（2024年8月5日の終値から17%引き）を用いて、できるだけ株主の皆様に行使いただきやすい価格にするために決定したものです。特定投資家権利行使期間（下記（注）3.「本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限」に定義します。）における行使代金も、同様に本新株予約権1個当たり555円です。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	10,082,646,150円 （注） 上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、2024年8月1日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準とし、行使代金555円で、かつ、本新株予約権無償割当により割当てのあった全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した見込額です。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、555円とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
新株予約権の行使期間	2024年9月6日（当日を含む。）から2024年11月5日（当日を含む。）までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン （東京都千代田区霞が関三丁目2番5号） 2. 行使請求の取次場所

	<p>該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 GMOあおぞらネット銀行株式会社 (東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号)</p>
新株予約権の行使の条件	1個の本新株予約権の一部のみを行使することはできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、2024年10月16日に、無償で、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします（以下、取得した本新株予約権の総数を「取得本新株予約権数」といいます。）。
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>なお、当社取締役会は、信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合には、譲渡による本新株予約権の取得を承認することとする。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間中に、上記上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「本新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
- 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「本新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限
- 本新株予約権の行使期間は、
- ① 当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する前の本新株予約権者（以下「一般投資家」といいます。）が権利行使することができる期間（以下「一般投資家権利行使期間」といいます。）
2024年9月6日から2024年10月15日まで

- ② 当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得した後に当社からの譲渡で本新株予約権を取得した者（特定投資家）が本新株予約権に基づき権利行使することができる期間（以下「特定投資家権利行使期間」といいます。）

2024年10月16日から2024年11月5日まで

とします。

なお、特定投資家は現時点では決まっておりませんが、過去に当社のファイナンスを引き受けたことがある投資家もしくはこれらの投資家から紹介を受けた投資家を中心に、本有価証券届出書提出日以後2024年8月22日までに当社が接触し、選定いたします。選定においては、コンプライアンスチェックや資金原資の確認を行ったうえで取締役会が譲渡先を決定するようにいたします。また、特定投資家が決定した際には訂正届出書の提出と適時開示をいたします。特定投資家への譲渡数は取締役会にて決定し、もし特定投資家への譲渡数の合計が取得本新株予約権数を下回った場合は、残りの新株予約権は失効いたします。特定投資家への譲渡価格は当社と独立した第三者評価機関による本新株予約権の価値評価を取得したうえで、それをもとに適切な価格を取締役会で決定いたします。

※会社法に基づいて新株予約権の内容として定める本新株予約権の行使期間は、一般投資家権利行使期間及び特定投資家権利行使期間を合わせた期間とします。

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、当社は、2024年10月16日に、無償で、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。したがって、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、一般投資家権利行使期間に本新株予約権の行使請求を行う必要があります。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、出資価額の払込みが確認されていることが必要となります。すべての確認には数日（4～5日）を要しますので、余裕をもってご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本新株予約権の具体的な行使の方法については、後日お送りする通知書をご確認ください。

4. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、東京証券取引所その他の金融商品取引所において、上場の予定はありません。

5. 新株予約権者に対する新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 無償割当の日程

日程	内容
2024年8月6日	取締役会決議、有価証券届出書提出
2024年8月30日	有価証券届出書による届出の効力発生日(予定)
2024年9月5日	株主確定日(予定)
2024年9月6日	新株予約権無償割当の効力発生日(予定)

2024年9月18日	本新株予約権の株主割当通知書の送付日（予定）
2024年9月21日	同通知書の一般投資家皆様への到着日（予定）
2024年10月15日	一般投資家権利行使期間の最終日（予定）
2024年10月16日	当社による残存する本新株予約権全部の取得日（予定）
2024年10月16日	取得した本新株予約権のうち譲渡決定分を特定投資家へ譲渡する期間の開始日
2024年11月5日	特定投資家による行使期間最終日

- (4) 本新株予約権証券の引受け
該当事項はありません。

2. 割当の目的及び理由

(1) 資金調達目的

今回の調達資金の大半は、ビットコインの購入に戦略的に割り当てる予定です。この決定は、ビットコインはここ数週間において著しく下落しているものの、長期的には高騰する可能性があり、通貨安（特に円安）に対するヘッジとして機能することを入念に分析した結果に基づいています。ビットコインを中核資産として保有することは、当社の長期的な成長戦略に合致しており、メタプラネットの収益力と企業価値を大幅に向上させることが期待されます。

①ビットコインの購入について

目的：ビットコインの潜在的な長期的上昇と通貨下落に対するヘッジ能力を活用し、ビットコインの相当量の備蓄を構築すること。

期待される成果：ビットコイン価格の上昇により、当社のバランスシートが強化され、資産価値が向上し、収益にプラスに寄与することが期待されます。

②ビットコインに付随する関連事業の可能性

以下は現時点では具体的な計画はありませんが、考えられる不随事業として検討してまいります。

利回り向上戦略

目的：利回り向上戦略により、保有するビットコインから追加収入を得ること。

方法：ビットコイン保有の一部に対してカバード・コールを販売することで、プレミアム収入を獲得し、全体的なリターンを向上させる。

期待される成果：これらの戦略から生み出される収益は、当社の主要な収益源を補完し、当社の収益性と財務安定性をさらに向上させることが期待されます。

③補完的な事業投資：

Bitcoin Magazine Japan のライセンス：Bitcoin Magazine Japan の事業を発展させ、当社のメディアとしての存在感とビットコインエコシステム内での影響力を強化すること。

ホテル事業：ビットコイン愛好家やビジネス向けに戦略的に設計し直し、ユニークなサービスを提供し、さらなる収益源を生み出すホテル事業に転換すること。

期待される成果：ビットコインおよびビットコインに関連するビジネスに戦略的に注力することで、相乗効果が期待されます。予想されるビットコインの高騰は、当社の補完的な事業からの収益と相まって、メタプラネットを堅調な業績に向けて位置づけていきます。この多面的なアプローチにより、当社の収益性と企業価値が向上し、持続的な成長と株主還元が実現すると期待しています。

結論として、メタプラネットは、今回調達した資金をビットコインの買収や補完事業への投資に慎重に配分することで、収益力を効果的に向上させ、企業価値を高めることを目指しています。この戦略的な資本活用は、ビットコインとそのエコシステムがもたらすユニークな機会を活用し、メタプラネットをグローバル金融セクターの先見的なリーダー

として位置づけるためのものです。

当社の過去の業績、特にホテル部門においては、5期連続の減収、営業損失・経常損失に苦しんでまいりました。大きな要因として、事業を一定規模に拡大できなかったことや、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響が大きかったことなど、当社の自助努力では限界を超える、ホテル業界の普遍的な困難によってもたらされたものであることに留意する必要があります。これまで適時お知らせしてきたとおり、当社は以下の戦略転換を行ってまいりました。

①ホテル事業からの戦略的撤退

当社は、ホテル事業の大半から戦略的に撤退しました。最適化され、現在好調に推移しているホテルは1軒のみです。この最適化により、保有資産のパフォーマンス指標が改善され、当社の適応能力とリソースの効果的な管理能力が実証されました。

②ビットコインへのピボット

より持続可能でスケーラブルなビジネスモデルの必要性を認識した当社は、ビットコインおよびビットコインに付随するビジネスに軸足を移すという戦略的決定を下しました。この決定は、2024年6月28日の臨時株主総会において、株主様からほぼ全会一致で承認され、当社の新たな方向性に対する幅広い支持を賜りました。

③ピボットの根拠と今後の展望

ビットコインへの軸足を移すことは、当社の事業戦略の根本的な転換を意味し、困難なホテル部門から高成長の革新的金融資産へと移行するものです。ビットコインの長期的な上昇の可能性と通貨安に対するヘッジとしての役割は、持続可能な成長と企業価値の向上を目指す当社のビジョンに合致しています。さらに、Bitcoin Magazine Japanとビットコインエコシステム内の補完的ビジネスへの投資は、当社の収益源をさらに多様化し、市場での地位を強化します。

このように、不採算のホテル事業から戦略的に撤退し、より有望でスケーラブルなビットコインに特化した戦略に軸足を移したことで、過去の業績はもはや当社の将来性を示す指標としては意味をなさなくなりました。このピボットに対する圧倒的な株主様の承認は、当社の新たな方向性に対する自信と期待を反映したものです。今回の割当増資により調達した資金は、主にビットコインの取得と補完的投資に充当することで、当社の企業価値を大幅に向上させ、過去の業績に対する懸念に合理的な見地から対処できると考えています。

また、同臨時株主総会においては、更なるビットコイン購入のための当社株式発行枠の拡大についてもご承認いただいたとともに、ビットコインに精通した著名な人物5名を新たに取締役に選任していただきました。この強化された取締役会体制にてビットコイン購入と保有状況を随時確認し、経営管理を働かせることで企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 本資金調達を選択した理由

当社は、本新株予約権発行の決定に際し、本新株予約権とその他の資金調達方法を検討し比較いたしました。

(1) 第三者割当増資

今回の資金調達には株主の皆様へに公平な機会を享受していただきたい主旨があるため、特定の投資家のみならずに割り当て増資を行うことは同主旨に沿いません。よって、本方法は選択しませんでした。

(2) 融資

融資は株式の希薄化を伴わないメリットがありますが、当社はすでに10億円の社債を発行しており、子会社が保有するホテル資産も間接的に担保に入っております。よって、追加の融資は困難な状況にあります。

(3) ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングはコミットメント型及びノンコミットメント型があり、いずれも新株予約権が上場され株主の皆様が売買できる機会があります。ところが、当社は過年度において経常損失を計上しており、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングの利用基準を満たしていませんので、実施は不可能です。また、コミットメント型ライツ・オフアリングについては引き受け会社の引き受け費用が高額となるため、現実的な選択肢とはなりません。

一方、本新株予約権の株主様への無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社の新たなビットコイン戦略に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、株主の皆様へに平等な投資機会を享受いただき、その結果として当社の企業価値の向上に資し得る、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられる手段として選択しました。また、本新株予約権の行使価額を低く抑えることにより既存株主による本新株予約権の行使をよりしやすくし、既存株主の皆様が当社のビットコイン戦略の遂行による企業価値上昇の恩恵を幅広く享受できることとなる設計としていること、「5. (3) 外国に居住する本新株予約権者による本新株予約権の行使について」に記載のとおり、外国居住株主による行使制限についても法令による規制がある結果、制限状態が発生してしまうものであり、株主平等の原則に違反するものではないこと等の事情から、本新株予約権無償割当ての発行条件の内容は相当性があると考えております。最後に、既存株主さまが本新株予約権の行使を選択されない場合でも、当社が資金を調達できる手段として、特定投資家による行使を可能にする期間を設けております。当社は全ての株主の皆様へに本新株予約権を行使いただき、本新株予約権の行使により可能となる調達額全額を調達したいと考えておりますが、もし本新株予約権が行使されずにそのまま失効した場合、当社の資金調達額が少なくなります。そこで、特定投資家に未行使となった本新株予約権を適正な価額で譲渡し、行使していただくことにより、調達金額の最大化を可能とします。

<メリット>

(i) 株主の皆様へに平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に

応じて本新株予約権を無償で割当て、既存株主の皆さまに平等な投資機会を提供しております。

(ii) 時価と比較して割安な新株予約権の行使

本新株予約権の行使価額について、当社普通株式前日終値より 17%低い価額となりますが、より権利行使が行いやすいように、また早期に投資メリットを享受することを可能にいたしました。

(iii) 資金調達の確実性の増加

本新株予約権については、一般投資家行使期間終了後、当社が取得条項により取得した本新株予約権を希望する投資家に譲渡して行使をしてもらうことにより、一般投資家行使期間終了時点で残存している本新株予約権についても行使をされる可能性があり、資金調達の確実性を増加させる仕組みを取り入れております。

<デメリット>

(i) 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、当社は発行した新株予約権が行使されることで資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆さまの投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。株主の皆さまにおかれましては、本書(「株主割当による新株予約権(非上場)の無償発行に関するお知らせ」)、「株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当に関するご説明(Q&A)」及び本新株予約権に係る有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただきたく存じます。なお、メリット(iii)記載のとおり、確実性を向上させるために、当社が譲渡する投資家により本新株予約権の行使がされるような仕組みを取り入れております。

(ii) 本新株予約権の売却の制限

今回の新株予約権の発行においては、本新株予約権は証券取引所へ上場されません。そのため、本新株予約権の行使を希望されない株主の皆さまは、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却によって補う機会が制限されます。したがって、本新株予約権については、その割当先を確定させる基準日を、本新株予約権にかかる有価証券届出書の提出日及び本プレスリリースの公表日から約1ヶ月間空けることにより、基準日までに本新株予約権の行使を希望しない株主の皆さまが当社の株式の保有を継続して本新株予約権の割当てを受けるか否かを検討する時間を設定しました。

(iii) 行使の強圧性

本スキームにおいて、非上場新株予約権であるがゆえに市場売却ができない状況となるため、一般投資家には希薄化を回避するための行使について強圧性が発生します。この点を補うため、当社は、既存株主の皆さまにできるだけ行使しやすい価格にすべく、前日の終値から17%ディスカウントした行使価格を設定いたしました。

(iv) 当社による未行使の本新株予約権の無償取得

当社が未行使の予約権を取得する時点では一般投資家の行使期間は終了してはいるものの、新株予約権としての行使期間が残存するため、そのような点からは予約権自体に一定の価値を有するものとは考えられる中、本スキームでは当社によって無償で取得される条件が設定されています。これについては、当社が未行使の新株予約権の取得後、当社と独立した第三者による評価機関に新株予約権の価値を算出してもらい、適正な譲渡価格での譲渡をすることで株主価値の保全に努めてまいります。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆さまに対する非上場型の株主割当による新株予約権無償発行という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、上記メリットで記載したとおり、既存株主の皆さまの利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考え、これを実施することといたしました。

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

本新株予約権無償割当による調達金額は、本新株予約権の行使状況により変動いたします。本新株予約権無償割当による当社の調達金額は、本新株予約権の全てが行使された場合に最大になり、その額は下記記載のとおりです。

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
10,082,646,150	86,289,000	9,996,357,150

- (注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の出資価額の合計額であり、2024年8月1日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として本新株予約権無償割当により割当てのあった全ての本新株予約権が行使代金555円で行使されたと仮定した場合の金額です。
2. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用35,289千円、弁護士費用5,000千円、その他諸費用46,000千円の合計であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 手取金の使途

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 10,000 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 社債の償還	1,000	2024年10月～2025年6月
② ビットコインの購入	8,500	2024年9月～2024年12月
③ 運転資金	500	2024年10月～2026年12月
合計	10,000	

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 資金使途優先順位は①から順としますが、各項目の必要なタイミングにより、順序が前後する可能性があります。
3. ③運転資金を減少させ、その分を②ビットコインの購入に充当する可能性があります。
4. ②ビットコインの購入の支出予定時期はビットコインの時価により変動する可能性があります。ビットコインの価格が合理的な範囲を超えて急騰しない限り、当社ではできる限り早い時期にビットコインを購入していく予定であり、2024年末までに購入を完了することを目指してまいります。なお、資金使途の変更や支出予定時期に変更があった場合には速やかに開示いたします。

(3) 手取金の使途

① 社債の償還

当社は2024年6月26日にEVO FUNDに対して10億円の第2回普通社債（金利年率0.5%）を発行いたしました。同社債の発行により調達した資金は、ビットコインの購入に充当しております。同社債の償還期日は2025年6月25日ですが、発行日から3ヶ月を経過した2024年9月26日以降は、社債権者が1ヶ月以上前までに当社に書面で通知することにより、当社に対して当該時点において未償還の本社債の全部又は一部につき、繰上償還請求をすることができることになっています。そのため、当社は繰上償還請求があった際の準備として、本新株予約権の発行と行使により返済原資を確保することにいたします。支出予定時期は上記（2）においては2024年10月としておりますが、社債権者の請求時期によりずれ込むことがあります。

② ビットコインの購入

我が国の高い債務水準や長期にわたる実質マイナス金利、止まらない円安等に象徴される現在の日本の厳しい経済環境を踏まえ、当社は、2024年5月13日付「メタプラネットの財務管理の戦略的転換およびビットコインの活用について」にて開示したとおり、戦略的にビットコインを主要準備資産として採用するべく、財務管理の軸足を移しました。この決定は、円安に伴う資産リスクを軽減し、ビットコインの長期的な上昇の可能性を活用することを目的としています。

当社が本新株予約権を発行して今後もビットコインの保有を増やしていくのには、それを実行することにより、当社の財務の健全性が強化され、長期的な成長が促進されることで、企業価値の持続的な向上が達成できると信じているからであります。

具体的には、まずバランスシートの強化については、当社の中核的な準備資産であるビットコインを追加取得し保有することで、当社の流動性資産が高まり、新たなビジネスラインとビジネスチャンスを開拓し、同時に既存のビジネス事業を成長させる基盤が構築できるようになります。

つぎに、ビットコイン固有の価値と流動性は、それを効果的な担保資産にします。当社は、ビットコインの保有を活用して、追加の債務融資を確保する可能性を探ってまいります。このアプローチは、企業が不動産や株式のような伝統的な資産を利用して資金を調達する方法を反映したものであり、それによってさらなる戦略的投資や事業

拡大に資金を供給することが可能になります。

三つ目として、先物契約とオプションによる収入創出の機会が得られます。他のコモディティの生産者/保有者が利用できるオプションと同様に、当社は保有するビットコインを活用して、先物やオプションの活用を通じて収入を得る可能性があります。先物契約やオプションを販売することにより、プレミアムを獲得し、追加収入の流れを構築することができます。この財務戦略は、当社のビットコイン資産の有用性を最大化するだけでなく、当社の全体的な財務安定性と成長可能性を高め、株主価値を向上させます。

最後に、透明性のある報告と株主参加を促進します。当社は、ビットコインの保有とビットコイン関連投資のパフォーマンスについて、透明性のある報告をお約束します。株主様への定期的な報告により、保有するビットコインの数、その市場価値、および利回り活動から発生する収益について明確にお伝えします。この透明性は、健全な事業運営と株主の信頼に対する当社のコミットメントを具現化するものです。

よって、当社の企業戦略にビットコインを戦略的に統合することで、当社は企業価値を持続的に高める態勢を整えてまいります。ビットコインを活用してバランスシートを強化し、資金を確保し、先物契約やオプションを通じて収益を上げ、リスクを効果的に管理することで、長期的な成長を推進し、株主価値の向上を実現することを目指してまいります。

主な戦略事項

1. 通貨安に対する保護：継続的な円安は大きな資産リスクをもたらします。ビットコインを保有することで、国家にとられない資産価値保護の手段として時価総額が1兆ドルを超える著しい成長を遂げたビットコインのこれまでの実績をもとに、当社で財務戦略のビットコインへの転換を行った結果、円貨以外の、世界に流通している「通貨」を蓄積することができたため、通貨安から資産を守ることにつながられるようになります。
2. 市場機会の活用：当社は、長期の円建て負債を用いて戦略的な通貨裁定取引とビットコインの取得を行い、資金を有効活用する予定です。このアプローチは、日本の金融市場における低金利の有利な状況を利用し、低いコストでビットコインを蓄積することを可能とします。これは、企業が社債発行や融資を活用して不動産や、株式、その他の商品に投資する方法と類似しています。また、キャピタルゲインを得るためにコーポレートファイナンスを利用して株式投資や事業買収を行う企業もあります。金や石油のような商品に投資するために資金を借り入れ、市場環境を活用してリターンを得る企業もあります。当社の場合、ビットコインの保有を目的として市場機会を活用していく予定です。
3. 株主価値の向上：当社のビットコインファースト戦略は、1株当たりの利益を高めることを目的とし、時間の経過とともに大きく上昇する可能性のあるビットコインの保有を増やすことで、1株当たりの時価が増大し、株主価値を高めてま

います。当然ながら、当社は、ビットコインには固有のリスクが存在することも認識しております。考えられる主なリスクとしては以下が挙げられます。

①ビットコインのボラティリティ：ビットコインの価格は、需給の動き、規制当局の発表、メディアの影響、技術的变化、広範な経済動向全般など、さまざまな要因によって大きく変動します。この変動は、当社の財務の健全性と経営成果に大きな変動をもたらす可能性があります。この点については、ボラティリティは短期的と長期的なものがあり、長期的な保有戦略の当社にとっては、ビットコインの長期的な時価総額と流動性の拡大が何よりも重要で、実績に基づいても財務準備資産に取り入れるべきものと考えております。

②規制リスク：規制の変更または政府の新たな措置は、ビットコインへの投資実行、ビットコインの市場価格、ビットコインの事業運営への活用、および不換紙幣への変換性、などに悪影響を及ぼす可能性があります。この点については、現在世界中でビットコインのETFの承認や政府・企業によるビットコインの採用が続いており、今後もビットコインにとって規制リスクは少なくなっていくものと考えております。

③セキュリティおよび運用リスク：当社のビットコイン保管は外部のサービスプロバイダーに依存しています。外部サービスプロバイダーに障害が発生した場合、当社の保有するビットコインの紛失、盗難、破壊につながる可能性があります。当社の資産に重大なリスクが生じます。この点については、セキュリティ環境は日進月歩進化しており、今後も更なるセキュリティ強化がなされていくものと考えております。

④採用と使用：ビットコインは、ETFの導入や主流への関心の高まりにより、その受容と使用において時価総額が1兆ドルを超える著しい成長を遂げましたが、その将来的な採用範囲はまだ不透明です。ビットコインがすべての企業、消費者、団体に普遍的に受け入れられるとは限らない可能性や、時間の経過とともに人気は低下し、その価値に影響を与える可能性があります。この点については、ビットコインは他のいわゆる「仮想通貨」と比べても、流動性、取引高、不換紙幣との換価性、時価総額がすでに最大規模であり、保有リスクは管理できるものと考えております。

4. 税効率の向上：日本の現在の税制では、ビットコインの保有は企業においては一定の条件を満たせば含み益に課税されないなど、他の資産よりも有利な面があり、また個人においては上場株の実現利益は申告分離課税(20.0%)が適用され、他の累進課税税率の対象となる所得に比べて低い税率で課税されているため、当社を通してビットコインを保有し、実現利益を当社株式の売買で得ることにより、申告分離課税での税制が活用できるようになります。この税制のゆがみが、当社を通してビットコインを保有するほうがメリットが大きい理由になります。さらに、当社では106億円の蓄積した税務上の繰越損失(2023年12月

末時点)を活用し、将来の実現利益を相殺することができるため、税負担を最小限に抑えることができます。

5. 長期的な成長：ビットコインを中核資産として採用することで、当社は世界の金融分野の中で先進的な事業体としての地位を確立していきます。ビットコインの戦略的財務準備資産としての位置付けは、革新的な金融戦略を活用して企業価値と成長を高めるという当社のビジョンと一致しています。

購入したビットコインは大部分を長期保有目的として保管し、将来のビットコインの資産価値上昇を当社の企業価値の増大につなげてまいります。さらに、ビットコインの一定額分は運用資産として活用し、イーールドからの収益を得ることを目指してまいります。なお、2024年7月31日時点での当社のビットコインの保有残高は、以下のとおりであります。

ビットコイン保有枚数： 245.992 ビットコイン

ビットコイン保有時価： 2,461 百万円

当社は、財務管理の将来を見据えた戦略と合致させることで、株主価値を継続的に高めながら日本経済の難局を乗り切る態勢を整えてまいります。

③運転資金

当社の運転資金として、本社経費である人件費や家賃、管理費等に充当してまいります。2026年12月までに充当が完了する見込みであります。既存のホテル事業や今後のビットコインに関連する収入などからの余剰資金が発生した場合には、運転資金には充当せずビットコインの追加購入に充当することがあります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金について、上記「3. 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することを予定しております。前述のとおり、当社は、ホテル業界からビットコインおよびビットコインに付随するビジネスのリーダーになるための戦略的軸足を移す手段として、ビットコインを購入する追加資金を調達することにしたのであります。このビットコインへの軸足のシフトは、2024年6月28日開催の臨時株主総会において、当社の株主様から圧倒的な支持を得たものであり、ビットコインの長期的な上昇の可能性、通貨安に対するヘッジ能力、革新的な財務戦略へのコミットメントを背景としています。このアプローチは、企業価値を高め、財務基盤を強化し、持続可能な成長を目指す株主のビジョンに沿うことを目的としています。

当社の新しい戦略を支持していただいた株主の皆様に対して本新株予約権無償割当を実行することにより、当社グループの今後の成長へ向けた事業展開を促進し、ひいては株主価値の増大させてまいります。

5. 発行条件等の合理性

- (1) 権利行使に係る価額及びその算定根拠等

本新株予約権を行使する際の本新株予約権1個当たりの行使代金につきましては、555円と設定しております。これは、前述のとおり、過去6か月間の平均株価が577円であったことを参考に、直近の株価の下落を考慮に入れ、できるだけ株主の皆様に行使いただきやすい価格にするために、割り引いて決定したものであります。この行使代金は、当該行使代金の本新株予約権の発行決議日の前営業日である2024年8月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率が17%となりますが、本新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が本新株予約権の行使代金の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。したがって、行使代金は、基本的には調達金額と割当比率（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数と本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の比率）を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については1：1：1（当社の各株主の保有する当社普通株式1株につき割り当てられる本新株予約権の個数は1個、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株）とした上で、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性（本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使代金を設定しております。）、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、上記「2. 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の今後の資金使途の為に必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。

(2) 取得条項及びその対価等

① 取得条項及びその対価

上記「1. 第11回新株予約権の無償割当ての概要（2）本新株予約の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、本新株予約権には取得事由が定められており、当社は、2024年10月16日に、無償で、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。

権利行使期間内に本新株予約権の行使を行わなかった既存の株主様は、1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的な不利益の一部を補うことができない可能性があります。しかし、既存の株主様には本新株予約権の行使により1株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益の全部又は一部を軽減する機会が付与されていること、さらには、行使したうえで新たに取得した株式は市場での売却が可能なことに照らしますと、本新株予約権無償割当てにおいて、当社による取得時の本新株予約権の対価を支払う必要は必ずしもないものと考えております。

(3) 外国に居住する本新株予約権者による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用のある外国の法令により、上記の制限

を受けない適格機関投資家等は除きます。) は、かかる点に注意を要します。なお、米国居住株主 (1933 年米国証券法(U.S. Securities Act of1933)ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味します。) は、本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の割当てを受けた外国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないか慎重に検討いたしました。当社といたしましては①米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査のうえで特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要がある当該国における登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、②本件においては、本新株予約権は、当社取締役会にて承認させていただく前提において外国居住株主が本新株予約権を譲渡することも可能であること等に鑑み、慎重に検討を行った結果、本新株予約権無償割当てを実行するにあたり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すれば、権利行使を制限することについて必要性があると判断し、また、外国居住株主が我が国の市場で株式を購入することができる状況にある場合には、外国居住株主は、株式を購入することにより持分割合を維持することが可能であること等の理由から、最終的に当該制限は正当な理由に基づく合理的かつ相当な取扱いとして、株主平等の原則に違反するものではないと当社として判断いたしました。

6. 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆さまの利益保護を実現させるべく、第三者割当増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点を総合勘案し、今回の資金調達方法として、ご支援をいただいております既存株主の皆さまに対し、行使代金555円という時価よりも17%低い価格で、今後の当社グループの成長を見据えた投資機会を平等に提供させていただく、株主割当による新株予約権の無償発行（非上場型）の方法を選択することといたしました。

(1) 第三者割当増資

今回の資金調達は株主の皆様に公平な機会を享受していただきたい主旨があるため、特定の投資家のみ割り当て増資を行うことは同主旨に沿いません。よって、本方法は選択しませんでした。

(2) 公募増資

公募増資については、当社が過去3期以上に渡り営業損失を計上している業績の事実を考えると、公募増資による発行株式が市場で安定的に取引され、当社が一定の資金を調達するのは困難と思われるため、適切でないと判断いたしました。

(3) 融資

融資は株式の希薄化を伴わないメリットがありますが、当社はずでに10億円の社債を発行しており、子会社が保有するホテル資産も間接的に担保に入っております。また、上述のとおり当社は、過去3期以上に渡り営業損失を計上していることから、金

融機関からの借入れは不可能な状態にあります。よって、追加の融資による資金調達は困難な状況にあります。

(4) ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングはコミットメント型及びノンコミットメント型があり、いずれも新株予約権が上場され株主の皆様が売買できる機会があります。ところが、当社は過年度において経常損失を計上しており、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングの利用基準を満たしておりません。また、コミットメント型ライツ・オフアリングについては引き受け会社の引き受け費用が高額となるため、現実的な選択肢とはなりません。

一方、本新株予約権の株主様への無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社の新たなビットコイン戦略に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、株主の皆様へ平等な投資機会を享受いただき、その結果として当社の企業価値の向上に資し得る、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられる手段として選択しました。また、本新株予約権の行使価額を低く抑えることにより既存株主による本新株予約権の行使をよりしやすくし、既存株主が当社のビットコイン戦略の遂行による企業価値上昇の恩恵を幅広く享受できることとなる設計としていること、また上述のとおり外国居住株主による行使制限についても、株主平等の原則に違反するものではないこと等の事情から、本新株予約権無償割当ての発行条件の内容は相当性があると考えております。

7. 既存株主等の動向

株主の需要動向又は権利行使の見込みについては調査しておりません。上記のとおり、株主の皆様に対する企業価値向上に対する直接のメリットを享受頂くための新株予約権無償割当てであるため、当社としては、既存株主の皆様へ可能な限り本新株予約権の行使を頂きたいと考えております。

8. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間中における行使状況及び発行済株式総数等につきましては、本新株予約権の一般投資家行使期間満了後及び特定投資家行使期間満了後に行使完了の結果を公表する予定であります。

9. 今後の見通し

本新株予約権無償割当てによる当社グループの業績に与える影響につきましては、新株予約権の行使の時期及び規模が不確定であるため未定ですが、今後開示すべき事項や業績への影響が発生した場合には、速やかに開示させていただきます。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使により当社普通株式を取得することが可能となっております。なお、上記「1. 第11回新株予約権の無償割当の概要 (2) 本新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、当社が取得条項に基づき2024年10月16日において残存する本新株予約権の全部を無償で取得しますので、この点、株主様におかれましては、十分にご留意いただく必要があります。

(2) 単元未満株式の交付について

本新株予約権無償割当においては、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数が1株であり、当社の単元株式数は100株であることから、100個未満の本新株予約権の行使に際しては、1単元に満たない数の株式が交付されることとなります。当社の定款上、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとされており、また、東京証券取引所において売却を行うことができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

なお、単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、当社に対して保有する単元未満株式の売渡を請求することができます。

(3) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数(2024年8月1日現在)並びに割当てによる潜在株式数

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	18,169,218株	100.0%
潜在株式数	4,600,000株	25.3%
自己株式数	2,288株	0.1%
本新株予約権に係る潜在株式数	18,166,930株	100.0%

(4) 過去に調達した資金の用途について

当社は、2024年6月11日に「資金用途の変更に関するお知らせ」として、第9回新株予約権の資金用途を変更し、ビットコインの購入を進めていくことを発表いたしました。具体的には、コア事業における開発・運営・宣伝費の支出を206百万円で終了し、及びコンサルティング事業にかかる人件費への割り当てを取り止め、残額234百万円をビットコインの購入として投資事業に係る投資原資として割り当てました。本日現在、当該用途変更による資金は調達、使用ともに完了しております。

(第9回新株予約権の充当状況等)

具体的な用途	金額（百万円）	支出時期
運転資金	400	2023年2月～2024年12月
コア事業における開発・運営・宣伝費	290 (使途修正後 206)	2023年2月～2024年12月
コンサルティング事業にかかる人件費	150 (使途修正後－)	2023年2月～2025年12月
投資事業にかかる投資原資	474 (使途修正後 708)	2023年2月～2025年12月
借入金の返済	41	2023年2月～2023年3月
合計	1,355	

購入日付	ビットコイン購入枚数（ビットコイン）	平均購入価格（円／1ビットコイン）	購入総額
2024年4月22日	97.8519	10,219,524	10億円
2024年5月10日	19.8698	10,065,548	2億円
2024年6月11日	23.351	10,706,180	2億5千万円
2024年7月1日	20.195	9,903,441	2億円
2024年7月8日	42.466	9,419,300	4億円
2024年7月16日	21.877	9,142,021	2億円
2024年7月22日	20.381	9,813,061	2億円

11. 最近3年間の業績の状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）

回次 決算年月	第23期 2021年12月期	第24期 2022年12月期	第25期 2023年12月期
売上高（千円）	518,451	366,121	261,633
経常損失（△）（千円）	△1,230,727	△836,658	△414,710
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△737,240	977,845	△683,923
包括利益（千円）	△777,978	993,985	△632,639
純資産額（千円）	△373,414	617,518	1,152,087
総資産額（千円）	13,091,183	5,357,296	1,666,137
1株当たり純資産額（円）	△6.66	10.72	9.86
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）（円）	△12.89	17.10	△6.29

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 最近の株価の状況

① 過去5年間の状況(期末)

回次 決算年月	第21期 2019年12月	第22期 2020年12月	第23期 2021年12月	第24期 2022年12月	第25期 2023年12月
始値(円)	140 (15)	112	56	41	47
最高(円)	174 (21)	120	68	107	48
最低(円)	101 (13)	44	38	30	14
終値(円)	113 (14)	55	40	47	17

(注) 1. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(JASDAQ(スタンダード))におけるものです。

2. 当社は、2019年4月10日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第21期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

② 最近6カ月の状況

	2024年 2月	2024年 3月	2024年 4月	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月
始値(円)	170 (17)	220 (22)	200 (20)	290 (29)	510 (51)	1,000 (100)	1,089
最高(円)	230 (23)	290 (29)	420 (42)	1200 (120)	1200 (120)	3,000 (300)	1,099
最低(円)	140 (14)	180 (18)	180 (18)	280 (28)	500 (50)	720 (72)	670
終値(円)	220 (22)	200 (20)	290 (29)	520 (52)	990 (99)	1,179	670

(注) 1. 当社は、2024年8月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2024年2月から7月までの株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価、最低株価及び終値を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

2024年8月5日

始値 (円)	675
高値 (円)	678
安値 (円)	670
終値 (円)	670

(3) エクイティ・ファイナンスの状況

① 第10回新株予約権

割当日	2023年2月8日
割当てた新株予約権の個数付与対象者の区分及び人数(名)(当初)	当社取締役 2 当社従業員 5 当社 7
割当てた新株予約権の個数(個)	当社取締役 335,000 当社従業員 125,000 総数 460,000
新株予約権の行使期間 ※	2026年2月8日(当日を含む。)から 2033年2月7日(当日を含む。)
発行時における調達予定資金の額(円)	468,280,000 内訳： 新株予約権の発行に際して払込まれる額： 8,280,000 新株予約権の行使に際して払込まれる額： 460,000,000
行使価額(円)	10
割当日における発行済株式総数(株)	114,692,187
行使状況(個)	0
発行時における当初の資金使途	運転資金・投資事業・借入金の返済等
発行時における支出予定時期	2023年2月～2025年12月
現時点における充当状況	運転資金・投資事業・借入金の返済等

② 第9回新株予約権

割当日	2023年2月8日
割当てた新株予約権の個数付与対象者の区分及び人数(名)(当初)	第三者割当の方法による MMXXベンチャーズ・リミテッド EVO FUND
割当てた新株予約権の個数(個)(当初)	第三者割当の方法による MMXXベンチャーズ・リミテッド 335,000 EVO FUND 335,000
新株予約権の行使期間 ※	2026年2月8日(当日を含む。)から 2033年2月7日(当日を含む。)
発行時における調達予定資金の額(円)	1,355,410,000 内訳： 新株予約権発行による調達額： 15,410,000 新株予約権行使による調達額： 1,340,000,000
行使価額(円)	20
割当日における発行済株式総数(株)	114,692,187
行使状況(個)	670,000

発行時における当初の資金使途	運転資金・投資事業・借入金の返済等
発行時における支出予定時期	2023年2月～2025年12月
現時点における充当状況	運転資金・投資事業・借入金の返済等

(注) 2024年6月10日に「第9回新株予約権の全部行使について」でお知らせしたとおり、第9回新株予約権の行使を終了しております。

以 上

【ご参考】

株式会社メタプラネット第11回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称	株式会社メタプラネット第11回新株予約権
2. 割当方法	株主割当の方法による。基準日（第4項で定義される。）現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割当てる。ただし、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割当てない。
3. 新株予約権の払込金額	0円
4. 基準日	2024年9月5日
5. 新株予約権の割当てが効力を発生する日	2024年9月6日
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。） 基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とする。なお、当社の2024年8月1日現在の発行済株式の総数（自己株式2,288株を控除後）18,166,930株を基にすると18,166,930株となるが、基準日は2024年9月5日であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。
7. 新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）が支払うべき金額（以下「行使代金」といいます。）は、本新株予約権1個当たり555円とする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
9. 新株予約権の行使期間	2024年9月6日から2024年11月5日までとする。
10. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アールジャパン （東京都千代田区霞が関3丁目2番5号）

<p>び払込取扱場所</p>	<p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 GMOあおぞらネット銀行株式会社</p> <p>4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、第9項に定める行使期間中に、上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が本欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の出資価額の全額が本欄第3項記載の払込取扱場所（以下「払込取扱場所」という。）の当社の指定する口座に入金された日に発生する。</p>
<p>11. 新株予約権の行使の条件</p>	<p>1個の本新株予約権の一部のみを行使することはできないものとする。</p>
<p>12. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>当社は、2024年10月16日に、無償で、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします（以下、取得した本新株予約権の総数を「取得本新株予約権数」といいます。）。</p>
<p>13. 新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。 （なお、当社取締役会は、信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合には、譲渡による本新株予約権の取得を承認することとする。）</p>
<p>14. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>該当事項なし。</p>
<p>15. 本新株予約権証券の発行</p>	<p>当社は、本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。</p>
<p>16. 外国居住株主による本新株予約権の行使について</p>	<p>本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあることから、外国居住株主（その者に適用のある外国の法令により、上記の制限を受けない適格機関投資家等は除く。）は、かかる点に注意を要する。なお、米国居住株主（1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。）は、本新株予約権を行使することができない。</p>
<p>17. その他</p>	<p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。 (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p>

	(3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。
--	--